



鳥取県公報

平成14年 3月12日(火)
号外第32号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県立夢みなとタワーの利用料金の一部改正(132)(観光課).....	1
	鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の利用料金の一部改正(133)(景観自然課).....	2
	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金の一部改正(134)(子育て支援課).....	3
	鳥取県立とっとり花回廊の利用料金の一部改正(135)(生産振興課).....	4
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金(136)(都市計画課).....	6

告 示

鳥取県告示第132号

平成13年鳥取県告示第423号(鳥取県立夢みなとタワーの利用料金について)により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第25号)第8条第2項の規定に基づき平成14年2月18日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
1 利用料金					1 利用料金				
(1) 展望室及び展示室の利用料					(1) 展望室及び展示室の利用料				
展 望 室	個 人	区 分	単 位	金 額	展 望 室	個 人	区 分	単 位	金 額
		児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	100円			児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	100円
	高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	200円	高等学校 の生徒、 学生又は 一般人		1人1回 につき	200円		
	団体(学 校行事で 利用する ものを除 き、20人 以上のも	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	80円		団体(20 人以上の ものに限 る。)	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	80円
		高等学校 の生徒、	1人1回 につき	160円			高等学校 の生徒、	1人1回 につき	160円

室	のに限る。)	学生又は一般人		
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	50円
		高等学校の生徒	1人1回につき	100円
展 示 室	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	200円
	団体(学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	80円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	160円
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	50円
		高等学校の生徒	1人1回につき	100円

(2)~(4) 略
2 略

展 示 室	個人	学生又は一般人		
		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	200円
	団体(20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	80円
高等学校の生徒、学生又は一般人		1人1回につき	160円	

(2)~(4) 略
2 略

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県告示第133号

平成13年鳥取県告示第424号(鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の利用料金について)により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第25号)第8条第2項の規定に基づき平成14年2月18日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成14年3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																
<p>1 利用料金</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:30%;">金 額</th> <th style="width:40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）</td> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td>1人1回につき 180円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td>1人1回につき 450円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）</td> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td>1人1回につき 160円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td>1人1回につき 400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校行事</td> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td>1人1回につき 100円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td>1人1回につき 250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区 分	金 額		略			団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 180円	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 450円	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 100円	高等学校の生徒	1人1回につき 250円	<p>1 利用料金</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:30%;">金 額</th> <th style="width:40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体（20人以上のものに限る。）</td> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td>1人1回につき 160円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td>1人1回につき 400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区 分	金 額		略			団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
区 分	金 額																																
略																																	
団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 180円																															
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 450円																															
団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円																															
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円																															
学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 100円																															
	高等学校の生徒	1人1回につき 250円																															
区 分	金 額																																
略																																	
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円																															
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円																															

附 則

この告示は、平成14年 4月 1日から施行する。

鳥取県告示第134号

平成13年鳥取県告示第425号（鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）第 8 条第 2 項の規定に基づき平成14年 2月18日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第 3 項の規定により告示する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																									
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 入園料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区 分</th> <th style="width:20%;">金 額</th> <th style="width:60%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）</td> <td>中学校の生徒</td> <td>1人1回につき 180円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td>1人1回につき 450円</td> </tr> <tr> <td>団体（学校行事で</td> <td>中学校の生徒</td> <td>1人1回につき 160円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額		略			団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき 180円	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 450円	団体（学校行事で	中学校の生徒	1人1回につき 160円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 入園料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区 分</th> <th style="width:20%;">金 額</th> <th style="width:60%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体（20人以上のものに限る。）</td> <td>中学校の生徒</td> <td>1人1回につき 160円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td>1人1回につき 400円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額		略			団体（20人以上のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき 160円	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
区 分	金 額																									
略																										
団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき 180円																								
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 450円																								
団体（学校行事で	中学校の生徒	1人1回につき 160円																								
区 分	金 額																									
略																										
団体（20人以上のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき 160円																								
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円																								

利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
学校行事	中学校の生徒	1人1回につき	100円
	高等学校の生徒	1人1回につき	250円

(2)~(4) 略
2 略

(2)~(4) 略
2 略

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県告示第135号

平成13年鳥取県告示第263号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第7条第2項の規定に基づき平成14年2月18日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成14年3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前							
1 利用料金					1 利用料金							
区 分		単 位	金 額		区 分		単 位	金 額				
ア 4月1日から11月30日まで	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	500円	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	500円	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	500円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	1,000円		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	1,000円				
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	450円	団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	400円	団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	400円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	900円	団体（20人以上のものに限る。）	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	800円	団体（20人以上のものに限る。）	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	800円
		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	400円		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	350円				
イ 12月1日から翌年3月31日まで	個人	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	800円	個人	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	700円	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	350円
		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	400円		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	700円				
イ 12月1日から翌年3月31日まで		団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	280円	団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	280円			

イ 12月1日 から翌年3 月31日まで	学校行事	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	250円
		高等学校 の生徒	1人1回 につき	500円
	個人	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	350円
		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	700円
	団体(学 校行事で 利用する ものを除 き、10人 以上20人 未満のも のに限る。)	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	310円
		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	630円
	団体(学 校行事で 利用する ものを除 き、20人 以上のも のに限る。)	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	280円
		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	560円
	学校行事	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	170円
		高等学校 の生徒	1人1回 につき	350円
ウ 景観照明 等の実施の ために開園 時間が午後 5時過ぎま で延長され ている場合 において午 後5時以降 に入園する 場合	個人	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	350円
		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	700円
	団体(学 校行事で 利用する ものを除 き、10人 以上20人 未満のも のに限る。)	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	310円
		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	630円
	団体(学 校行事で 利用する ものを除 き、20人 以上のも のに限る。)	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	280円
		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	560円
	学校行事	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	170円
	高等学校 の生徒	1人1回 につき	350円	

	人以上の ものに限 る。)	中学校の 生徒	につき	560円
		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	
ウ 景観照明 等の実施の ために開園 時間が午後 5時過ぎま で延長され ている場合 において午 後5時以降 に入園する 場合	個人	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	350円
		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	700円
	団体(20 人以上の ものに限 る。)	児童又は 中学校の 生徒	1人1回 につき	280円
		高等学校 の生徒、 学生又は 一般人	1人1回 につき	560円

附 則

この告示は、平成14年 4月 1日から施行する。

鳥取県告示第136号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園に係る平成14年 4月 1日以降の利用料金を次のとおり承認したので、告示する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

区 分		金 額	
		燕趙園のみを利用する場合	燕趙園と龍鳳閣とを利用する場合
個 人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 200円	1人1回につき 180円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円	1人1回につき 450円
団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 180円	
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 450円	
団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円	1人1回につき 140円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円	1人1回につき 350円
学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 100円	
	高等学校の生徒	1人1回につき 250円	

2 承認年月日

平成14年 2月18日